島根労働局第12次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは

- 労働災害防止計画とは、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他の 労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画です。
- 島根労働局では、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5カ 年計画である島根労働局第12次労働災害防止計画を策定しました。
- 計画では、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

島根県内の労働災害発生状況

	年	平成	平成	平成	平成	平成	平成	災害
業和	重	19年	20年	21年	22年	23年	24年	増減率(%)
製造業		203(1)	201	144(1)	167(1)	146(3)	144(1)	-29.1
建設業		168(6)	153(2)	127(6)	116(3)	132(4)	114(2)	-32.1
道路貨物運送業		57	52(2)	54(3)	53(1)	37(1)	47	-17.5
林業		56(1)	55	72(2)	66(3)	79(2)	56(1)	± 0.0
第三次産業		291(2)	315(3)	307	285(1)	316(2)	300(2)	+ 3.1
	小売業	59(1)	76(2)	70	58(1)	70	85(1)	+44.1
	社会福祉施	45	44	63	51	57	72	+60.0
	設							
全産業計		819(10)	821(9)	749(13)	726(9)	756(12)	707(7)	-13.7

※ 出典:労働者死傷病報告。 災害増減率は、平成19年と比較した平成24年の増減率。 ()内は死亡者数で内数である。

計画の目標

- 〇死亡災害の撲滅を目指して、平成25年から平成29年までの間の労働災害による死亡者の数の平均を年間6人以下とすること。
- 〇平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による<mark>死傷者の数を15%以上減少</mark>させ、600人以下とすること。

計画のポイント

現状と課題

- □労働災害は長期的に減少しているが、第三次産業の労働災害が増加(特に小売業、 社会福祉施設で増加)している。
- 口林業の災害は減少がみられず、道路貨物運送業は荷役作業中の災害が目立っている。
- 口建設業、製造業の災害は減少しているが、死亡災害を含む重篤な災害に至ることが比較的多い。
- 口精神障害による労災が発生、業務上疾病の約半数が腰痛、熱中症による災害が増加傾向といった課題がある。

ポイント①

重点対策ごとに数値目標を策定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点 対策ごとに目標を策定し、達成状況を踏まえた対策を展開 (目標の例)

重点業種ごとの数値目標(小売業20%減少など)、メンタル対策取組率 80%以上など

ポイント②

第三次産業対策の重点化

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次 産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施 設」に集中的取組

ポイント③

重篤な災害への重点を絞った取組

死亡災害を含む重篤な災害が多い建設業、製造業に対して、 「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」 に重点を当てて取組

4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害 防止の取組
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

計画の重点施策

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

ア 重点業種対策

- ◎ 第三次産業対策(小売業、社会福祉施設)
- 【目標】○ 小売業:休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる
 - 社会福祉施設:休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる
 - (注) 社会福祉施設の目標は、労働者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少に相当
 - ・ 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした災防意識の向上、バックヤードを中心とした作業場の安全化
 - ・ 介護施設における腰痛予防

◎ 林業対策

【目標】○ 休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる

- ・ 切れ・こすれ災害の対策 ・ 作業者に対する安全衛生教育の徹底
- 道路貨物運送業対策
- 【目標】○ 休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる
 - 荷役作業中の災害防止
 - ◎ 建設業対策
- 【目標】〇 5年間の重篤な災害の発生件数を20%以上減少させる
 - ・ 様々な場所からの墜落・転落災害防止 ・ 発注者に対する要請(安全衛生経費の確保)
 - ・ 解体工事対策 (安全確保、アスベストばく露防止)
 - ◎ 製造業対策
- 【目標】○ 5年間の重篤な災害の発生件数を5%以上減少させる
 - 機械の本質安全化による災害防止

イ 健康対策

- ◎ メンタルヘルス対策
- 【目標】○ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする
 - ・ メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組、ストレスへの気づきと対応の促進
 - 小規模事業場に対する支援の強化、職場復帰支援の促進
 - ◎ 過重労働対策
- 【目標】○ 長時間労働者に対する医師による面接指導結果を踏まえた事後措置の実施率 を着実に向上させる
 - ・ 健康管理の徹底と働き方・休み方の見直しの推進
- ◎ 化学物質による健康障害防止対策
- 【目標】○ GHS 分類で危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全 データシート (SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする
 - ・ 新たに規制対象となった化学物質管理の徹底 ・ 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進

- ◎ 腰痛・熱中症予防対策
- 【目標】○ 社会福祉施設の腰痛を含む休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる
 - 5年間の熱中症による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる
 - ・ 介護施設における腰痛予防 ・ WBGT値(暑さ指数)の低減等の熱中症対策の徹底
- ◎ 受動喫煙防止対策
- 【目標】○ 全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止対策を講じている職場の割合 を85%以上とする
 - · 教育啓発と事業者支援
- ◎ 粉じん障害防止対策
- ◎ 原子力発電所の被ばく線量管理体制等の強化
- ウ 業種横断的な取組
- ◎ リスクアセスメントの普及促進
 - ・ 製造業、運送業への導入促進 ・ 中小規模事業場への導入促進
 - ・ 建設業の元方事業者・関係請負人の役割に応じた実施促進
- ⑤ 高年齡労働者対策
- ◎ 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

- ◎ 労働災害防止団体の活動の活性化
- ◎ 業界団体との連携による実効性の確保
- ◎ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ◎ 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- ◎ 業界・企業の安全衛生水準を可視化する取組
- ◎ 重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応
- ◎ 県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

4)発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- ◎ 発注者等による安全衛生への取組強化
- ◎ 製造段階での機械の安全対策の強化

